

## 家屋にかかる固定資産税の減額措置

住宅の耐震改修やバリアフリー改修、熱損失防止改修をした場合、要件を満たすと家屋にかかる固定資産税が減額になります。

**手続き** 改修工事完了後3カ月以内に申

請が必要です。申請書類などはお問い合わせいただぐか、次のQRコードにアクセスしてご確認ください。

※バリアフリー改修と熱損失防止改修の減額措置は併せて受けられます、耐震改修



は、熱損失防止改修やバリアフリー改修の減額措置と重複して受けることはできません。

※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示してください(郵送の場合は写しを同封)。

問: 税務課資産税係 (☎983-2480)

工事の主な要件

対象となる住宅

減額内容

▶昭和57年1月1日以前から存在する住宅

- ▶建築基準法等に基づく現行の耐震基準に適合するよう一定の改修工事を実施
- ▶令和6年3月31日までに耐震改修を行い、それに要した費用が50万円を超えるもの

※長期優良住宅の場合は3分の2相当額を減額。

▶床面積が120m<sup>2</sup>以下のもの

- ・改修工事が完了した年の翌年度分の当該住宅にかかる固定資産税額2分の1相当額を減額
- ▶床面積が120m<sup>2</sup>を超えるもの
- ・改修工事が完了した年の翌年度分の当該住宅にかかる固定資産税額(120m<sup>2</sup>まで)2分の1相当額を減額

※長期優良住宅の場合は3分の2相当額を減額。

▶以下の一いずれかの人が居住する50m<sup>2</sup>~280m<sup>2</sup>の住宅(賃貸住宅を除く)

- ・65歳以上の人
- ・要介護認定または要支援認定を受けている人
- ・障がいのある人

▶新築した日から10年以上が経過した住宅

▶床面積が100m<sup>2</sup>以下のもの

・改修工事が完了した年の翌年度分の当該住宅にかかる固定資産税額3分の1相当額を減額

▶床面積が100m<sup>2</sup>を超えるもの

・改修工事が完了した年の翌年度分の当該住宅にかかる固定資産税額(100m<sup>2</sup>まで)3分の1相当額を減額

▶床面積が120m<sup>2</sup>以下のもの

・改修工事が完了した年の翌年度分の当該住宅にかかる固定資産税額3分の1相当額を減額

▶床面積が120m<sup>2</sup>を超えるもの

・改修工事が完了した年の翌年度分の当該住宅にかかる固定資産税額(120m<sup>2</sup>まで)3分の1相当額を減額

▶改修部分が現行の省エネ基準に適合するよう以下の熱損失防止改修工事を実施

- ・①窓の断熱改修(必須)②床の断熱改修③天井の断熱改修④壁の断熱改修

▶令和6年3月31日までに熱損失防止改修工事を行い、以下のいずれかに該当すること

- ・当該工事に要した費用が補助金等を除いて60万円を超える
- ・当該工事に要した費用が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機・高効率給湯器・太陽熱利用システム設置工事に要した費用との合計が、補助金等を除き60万円を超える

▶平成26年4月1日以前から存在する住宅

▶改修後の床面積が50m<sup>2</sup>~280m<sup>2</sup>の住宅(賃貸住宅を除く)

▶床面積が120m<sup>2</sup>以下のもの

・改修工事が完了した年の翌年度分の当該住宅にかかる固定資産税額3分の1相当額を減額

▶床面積が120m<sup>2</sup>を超えるもの

・改修工事が完了した年の翌年度分の当該住宅にかかる固定資産税額(120m<sup>2</sup>まで)3分の1相当額を減額

※長期優良住宅の場合は3分の2相当額を減額。

## 消費税インボイス制度説明会のお知らせ

合があります。※コロナ禍の状況を踏まえ、開催中止とする場合や、予約の申込状況などによります。前日の午後5時までに宇治税務署に電話で予約してください。参加希望者は、開催日前の午後5時から導入される消費税の適格請求書等の説明会が開催されます。事前予約制となりますので、開催日は、ご希望に添えない場

開催日	時間	内容	定員	場所
9月9日(金)	午前10時~11時 または 午後2時~3時	①インボイス制度説明会 ②登録申請相談会	各回とも20人 ※参加無料	宇治市大久保町井ノ尻60-3 (宇治税務署別館大会議室) ※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。
9月22日(木)	午後2時~3時			

※9月22日(木)の午前10時~11時のインボイス制度説明会は、消費税の仕組みから知りたい人向けの内容です。

問: 宇治税務署法人課税第1部門 (☎0774-44-4452)

第三者からの虚偽やなりすまし等による課税(所得)証明の不正取得を防止し、個人情報の保護を図ることを目的に、窓口で書類提示による本人確認を行っています。

①マイナンバーカード、免許証など官公庁が発行した

税証明の交付申請時に顔写真付証明書を1点提出する場合、次のいずれかの本人確認資料(郵送請求の場合)は写しを持参してください。

## 税証明の窓口交付 本人確認書類が必要

マイナンバーカードを使つて、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます。コンビニ等にあるマルチコピー機を使って、案内画面に表示される「行政サービス」のメニューを選択し、カードとカード受領時に設定手順に従って操作してください。※利用にはマイナンバーカードとカード受領時に設定手順に従って操作してください。

■ 取得できる証明書  
令和4年度所得証明書、課税(非課税)証明書

■ サービスの利用時間  
午前6時30分~午後11時  
(土・日・祝日含む)

■ 交付手数料  
1通300円

■ の発行はできません。  
■ 法など、詳しくはお問い合わせください。

## コンビニで税の証明が取得できます

## 市税等の納付は便利な口座振替のご利用を

固定資産税(第3期分)、国民健康保険料(第4期分)の納期限は9月30日(金)です。納期限までに市税等取扱金融機関やコンビニ、スマホ決済(PayPay、LINE Pay)、市役所で納付してください。また、口座振替をご利用の人は残高の確認をお願いします。

口座振替の申し込みをご希望の人は、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(市外の金融機関には同依頼書がない場合あり)や税務課へ提出してください。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。

## 納期限が過ぎた市税等は京都地方税機構へ移管

納期限までに納付がない場合は、督促状(督促手数料100円を加算)を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

問: 税務課収納係 (☎983-2481)

問: 税務課市民税係 (☎983-1113)